

# みどりのまちづくり 奨励金交付申請の手引き

建築物の屋上や壁面、駐車場の緑化は、都市空間に新たな緑を創出し、人々の暮らしに潤いや憩いを与えるものとして注目されています。

本事業では、都市緑化の推進を図るために、屋上緑化等に取り組む市民や事業者の皆さまに対し、経費の一部を奨励金として交付しています。

この手引きは、奨励金に関し、その内容を説明するとともに交付申請の手続きについてまとめてあります。

## 対象となる緑化施設とは

奨励金交付の対象となる緑化施設は次のとおりです。

### (1) 屋上緑化

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物及び特殊建築物（建築基準法の規定に違反しない建築物で、土や植物の重さに耐えられる建築物）の屋上に緑化施設（樹木等が植栽された敷地）及びこれと一体となった園路等を設けたものとします。

（1年生の植物や野菜類は含めないものとします。）

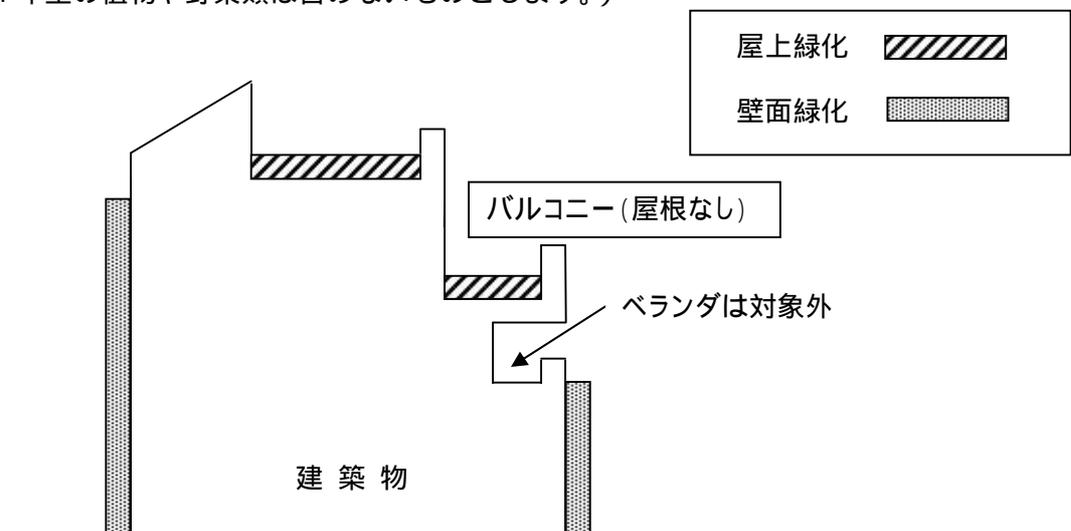
屋根のないバルコニー等における緑化も対象となります。

プランターを利用する場合、容量が100リットル以上のものを対象とします。

### (2) 壁面緑化

建築物の壁面に、つる性植物等を這わせたもの（補助器具等を設置して、つる性植物等を這わせたものを含む。）とします。

（1年生の植物や野菜類は含めないものとします。）



### (3) 駐車場緑化

自動車を駐車するためのスペースで、塀や建物等によりスペースが明確に区分されている1以上の区画に地被植物による緑化施設を設けたものとします。

(1年生の植物や野菜類は含めないものとします。)



#### 交付の対象区域

奨励金交付の対象となる区域は、相模原市において都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域内及び同法第8条第1項第1号の規定による用途地域内とします。

#### 交付対象者

奨励金交付の対象者は、次のとおりです。

- (1) 市内に建築物を所有又は管理する人
- (2) 市内に新たに建築物を建築しようとする人

ただし、次に該当する方は対象者になれません。

国、地方公共団体その他これに準ずる団体  
売買、賃貸等を目的とした建物に、屋上緑化等を整備する場合の不動産業者、建築業者等

法令及び条例等により緑化施設の設置を求められる行為を行う者(求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う者を除く)

建築基準法その他の法令、条例等に違反する建築主

その他前各号に類するものとして理事長が別に定める者

## 交付基準

交付対象となる屋上緑化等の基準は、次のとおりです。

緑化施設	基準
屋上緑化及び壁面緑化	建築物の屋上や壁面を 3 m <sup>2</sup> 以上緑化するもの。 植栽する植物は 1 年生の植物は対象となりません。
駐車場緑化	駐車施設を 5 m <sup>2</sup> 以上かつ緑被面積が 3 m <sup>2</sup> 以上緑化するもの。 植栽する植物は地被植物に限ります。

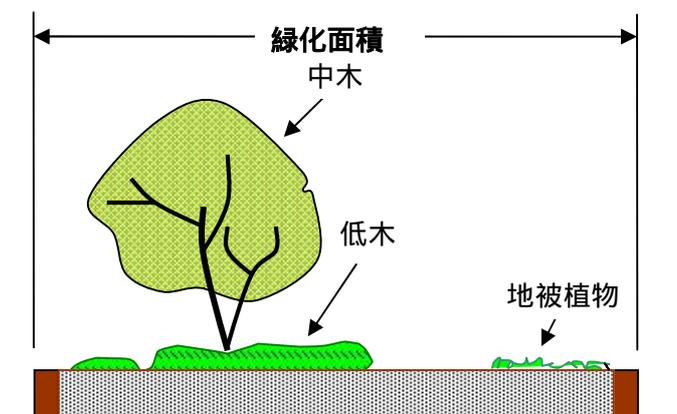
開発行為等の緑化指導などにより緑化施設の設置を求められる場合、その面積を超えた部分が対象になります。

地被植物：地表面を覆って地肌を隠す為に植栽する植物の総称で、草丈が低く性質強健な木本及び草本類

また、交付対象となる緑化面積の基準は、次のとおりです。

緑化面積	基準
屋上緑化面積	緑化施設及びこれと一体となって整備される園路等の面積
壁面緑化面積	補助器具等を使用した場合 補助器具等の面積 補助器具等を使用しない場合 壁面脇の緑地帯や植栽柵の延長につる性植物等の高さを乗じた面積。 ただし、つる性植物等を高さが 1 m 未満の場合は、原則 1 m とします。
駐車場緑化面積	1 つの区画に占める緑被面積が全体の 3 分の 1 以上ある場合 保護材も緑化施設面積に含むことができる。 1 つの区画に占める緑被面積が全体の 3 分の 1 に満たない場合 緑被面積のみを緑化施設面積とする。

## 屋上緑化

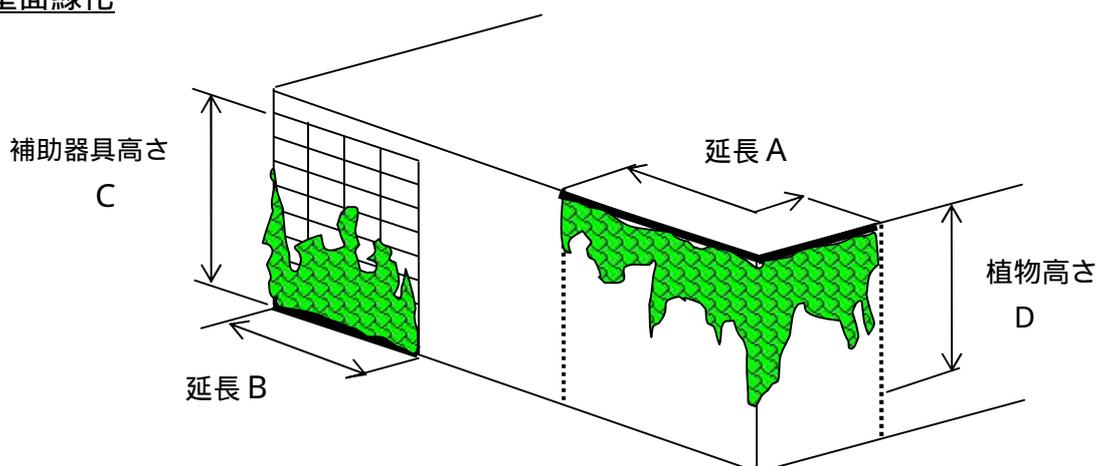


(例) 幅 5 m × 奥行 4 m = 20 m<sup>2</sup>【園路含む】

### 屋上緑化を計画する際の留意点

- (1) 土や樹木は思っている以上に重いものです。建物にのせても大丈夫かどうかを確認しましょう。1平方メートル当りの荷重が何キログラムかでどのような緑化が可能なのかが分かります。建築業者さんに確認してください。
- (2) しっかりとした施工をしないと雨漏りを起こします。施工例を見せてもらうのも良い方法です。
- (3) 建物の屋上は、風が強いところなので植物や設備が飛ばされて思わぬ事故につながる可能性があります。固定方法などに注意が必要です。
- (4) 日差しや雨風が強いので、植物の特性を考慮して、植物を選択しましょう。

## 壁面緑化



補助器具等を使用の場合

緑化面積 =  $B \times C$  (補助器具等の高さ)

補助器具等を使用しない場合

・つる性植物の高さ (D) が 1 m 以上

緑化面積 =  $A \times D$

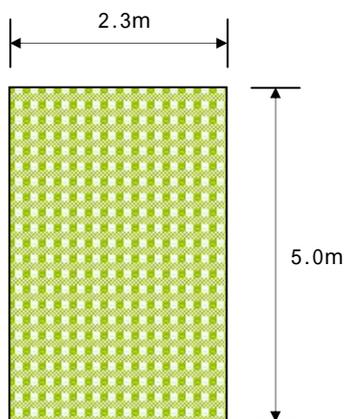
・つる性植物の高さ (D) が 1 m 未満

緑化面積 =  $A \times 1$

## 駐車場緑化

### 【普通自動車の計算例】

全体を緑化する場合（1区画全体に保護材を配置した場合）



緑化施設面積

$$2.3\text{m} \times 5.0\text{m} = 11.5 \text{ m}^2 \quad ( 5 \text{ m}^2)$$

緑被面積（緑被率 60%の場合）

$$11.5 \text{ m}^2 \times 60\% = 6.9 \text{ m}^2 \quad ( 3 \text{ m}^2)$$

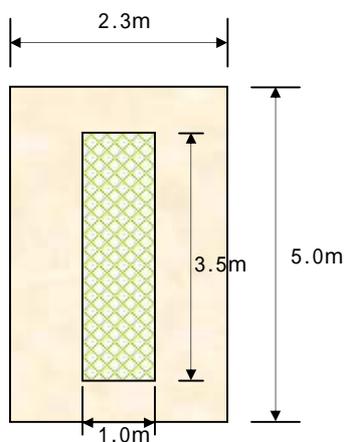
緑被率（注1）

$$6.9 \text{ m}^2 \div 11.5 \text{ m}^2 = 60\% \quad ( 33\% \text{以上})$$

対象面積は、緑化施設面積の 11.5 m<sup>2</sup>となる

（注1）緑被率とは、駐車場の緑で覆われる土地の面積割合。

一部を緑化する場合（1区画全体を新設した場合）



緑化施設面積

（この場合、緑化部の周囲は保護材と考える）

$$2.3\text{m} \times 5.0\text{m} = 11.5 \text{ m}^2 \quad ( 5 \text{ m}^2)$$

緑被面積（緑被率 100%の場合）

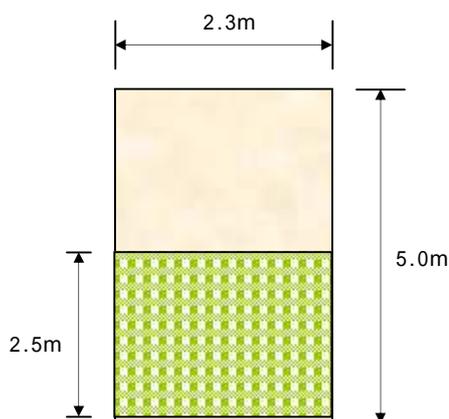
$$1.0\text{m} \times 3.5\text{m} \times 100\% = 3.5 \text{ m}^2 \quad ( 3 \text{ m}^2)$$

緑被率

$$3.5 \text{ m}^2 \div 11.5 \text{ m}^2 = 30\% \quad ( 33\% \text{未満})$$

対象面積は緑被面積の 3.5 m<sup>2</sup>となる

一部を緑化する場合（既存の一部を取り壊し、残りを存置した場合）



緑化施設面積

（この場合、既存部は保護材と考える）

$$2.3\text{m} \times 5.0\text{m} = 11.5 \text{ m}^2 \quad ( 5 \text{ m}^2)$$

緑被面積（緑被率 85%の場合）

$$2.3\text{m} \times 2.5\text{m} \times 85\% = 4.89 \text{ m}^2 \quad ( 3 \text{ m}^2)$$

緑被率

$$4.89 \text{ m}^2 \div 11.5 \text{ m}^2 = 43\% \quad ( 33\% \text{以上})$$

対象面積は施設面積 11.5 m<sup>2</sup>となる

### 対象経費（工事）の内容

交付対象となる経費（工事費）は、次のとおりです。

屋上緑化	防水、防根、灌水、排水施設等基盤整備に要した経費 土壌等植栽基盤に要した経費 植栽に要した経費
壁面緑化	樹木の枝葉を誘引するための補助資材等を設置するための経費 防水、防根、灌水、排水施設等基盤整備に要した経費 土壌等植栽基盤に要した経費 植栽に要した経費
駐車場緑化	植栽に要した経費 保護材等基盤整備に要した経費

修景を目的とした施設（維持管理上必要の無い装飾など）、休養を目的とした施設（ベンチ、テーブル、ウッドデッキ、日除棚など）の工事は、奨励金交付の対象になりません。

### 奨励金額

奨励金は、予算の範囲内において次の金額を交付します。

緑化施設	奨励 限度額	奨励単価
屋上緑化	20万円	2万円/m <sup>2</sup>
壁面緑化	20万円	1万円/m <sup>2</sup>
駐車場緑化	20万円	1万円/m <sup>2</sup>

奨励金額は、奨励単価に緑化施設面積を乗じて得た額と対象工事費の実費2分の1のいずれか小さい額とします。

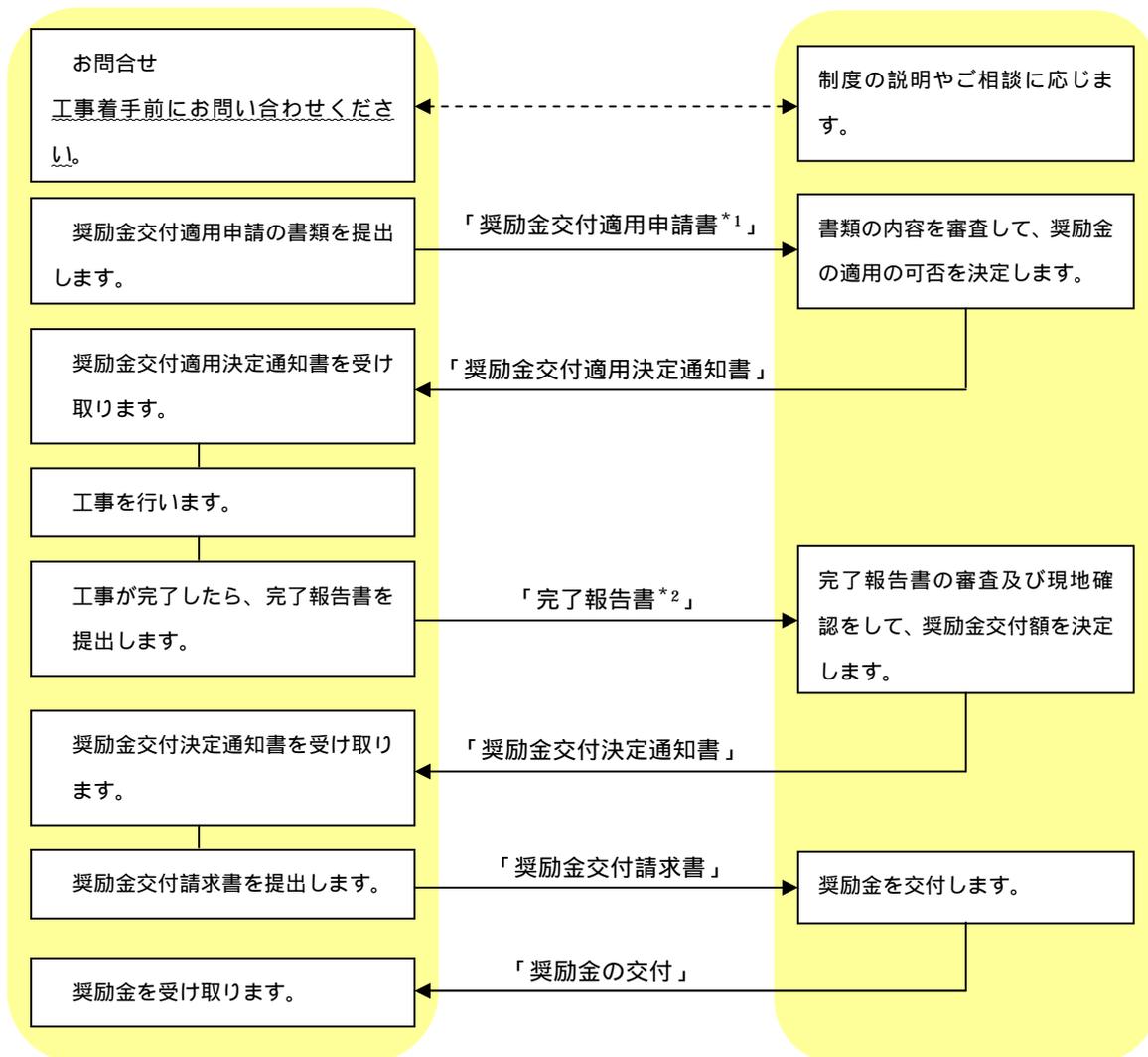
ただし、屋上緑化及び壁面緑化、駐車場緑化をあわせた奨励金額は、200,000円を限度額とします。

緑化施設面積は、小数点以下第2位を切り上げ、第1位までとします。

奨励金額の算定は、合計額を1,000円未満切捨てとします。

## 申請の手続きの流れ

申請者



### \*1 適用申請に必要な提出書類

- (1)屋上緑化等奨励金交付適用申請書(第1号様式)
- (2)実施場所の案内図・・・申請地と周辺が分かる地図
- (3)工事着手前の写真・・・屋上部及び駐車場部は全景、壁面部は緑化面
- (4)緑化関係図面・・・平面図、緑地求積図、植栽計画図、断面図、  
緑被率が確認できる図面(駐車場緑化のみ)
- (5)経費を証明する書類・・・駐車場緑化・屋上緑化・壁面緑化工事見積書の写し
- (6)市民税を完納していることが確認できる書類
- (7)その他理事長が必要と認める書類

必ず工事に着手する前に申請してください。(着手後の申請は奨励金交付の対象となりません。)

書類審査は、2週間程度かかります。工事予定期間は、審査日数を考慮して設定してください。

**\* 2 工事完了後に必要な提出書類**

- (1)完了報告書(第4号様式)
- (2)完成図面・・・平面図、緑地求積図、植栽計画図、断面図、  
緑被率が確認できる図面(駐車場緑化のみ)
- (3)工事後の写真・・・屋上部及び駐車場は全景、壁面部は緑化面
- (4)経費の支払いを証明する書類・・・緑化助成に係る工事の領収書及び工事内訳明細書  
の写し
- (5)その他理事長が必要と認める書類

**【お問合せ】**

公益財団法人 相模原市まち・みどり公社 みどり推進課

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-6-23

電話 042-751-6624(直通)

FAX 042-751-2345

## みどりのまちづくり奨励金交付申請チェック表

チェック欄	項 目
	工事着手前であるか。
	対象となる緑化施設であるか。
	[屋上緑化及び壁面緑化] 植栽する植物は、野菜や草花(一年草)ではないか。
	[屋上緑化及び壁面緑化] 緑化面積は3㎡以上であるか。
	[屋上緑化] 土や植物の重さに耐えられる建築物であるか。
	[屋上緑化] プランター使用の場合、1つのプランターの容量が100ℓ以上の物であるか。プランターを連結して安易に移動ができないようになっているか。
	[駐車場緑化] 植栽する植物は、地被植物であるか。
	[駐車場緑化] 駐車施設の緑化施設面積が5㎡以上あり、緑被面積が3㎡以上であるか。
	[駐車場緑化] 塀や建物等によりスペースが明確に区分されているか。
	緑化を行う場所は市街化区域及び用途地域内の戸建住宅又は共同住宅用の土地であるか。 さがみはら都市計画マップ( <a href="http://www4.wagmap.jp/sagamihara-tokei/index.asp?dtp=2&amp;09140283=">http://www4.wagmap.jp/sagamihara-tokei/index.asp?dtp=2&amp;09140283=</a> )より検索
	相模原市内に建築物を所有又は管理している、もしくは、同市内に新たに建築物を建築しようとしているか。
	市民税を完納しているか。
	工事完了後においても最低5年間は良好な管理を行うことができるか。

### 申請に必要な書類

チェック欄	項 目
	設置場所の案内図(申請地と周辺が分かる地図)
	工事着手前の写真(屋上部及び駐車場部は全景、壁面部は緑化面)
	平面図、緑地求積図、植栽計画図、断面図、緑被率が確認できる図面(駐車場緑化のみ)
	経費を証明する書類(緑化工事の見積書の写し)
	市民税を完納していることが確認できる書類

### 次に該当する場合は適用除外となる。

国、地方公共団体その他これに準ずる団体  
 売買、賃借等を目的とした建物に、屋上緑化等を整備する場合の不動産業者、建築業者等  
 法令及び条例等により緑化施設(樹木等が植栽された敷地)の設置を求められる行為を行う者  
 (求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う者を除く。)  
 建築基準法その他の法令、条例等に違反する建築主  
 その他理事長が不相当と認めた場合